

『LPガス事業者賠償責任保険制度』 2024年度制度改定のご案内

改定の対象となるご契約

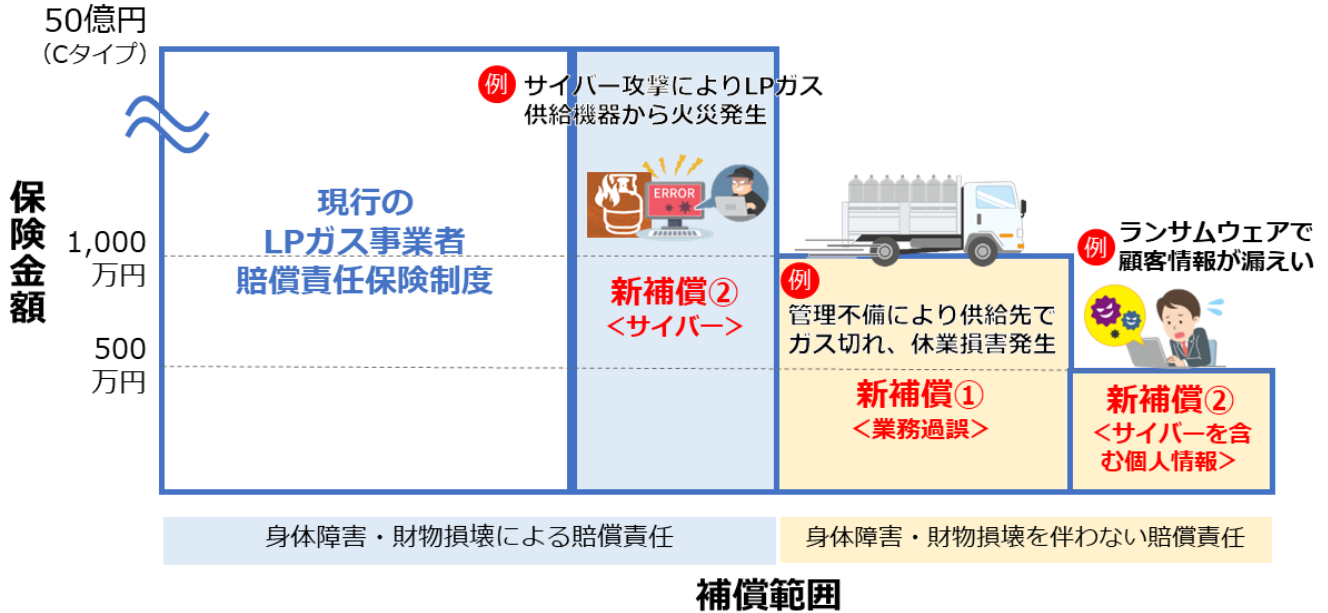
『LPガス事業者賠償責任保険制度（以下、LP賠）』における、以下の**すべてのご契約**

- LPガス販売事業者賠償責任保険、LPガス受託認定保安機関賠償責任保険
- LPガス配送事業者賠償責任保険、LPガススタンド保険

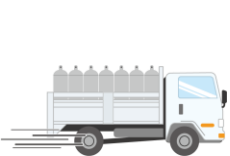
基本補償の改定イメージ

以下の二つの補償を拡充します。（裏面に詳細な補償条件を記載しております）

- ①第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償責任
- ②個人情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償責任



補償の拡充によって、対象となる事故の例



容器入替の管理に不備があり、供給先の工場においてガス切れが発生したことで、営業停止時間分の休業損失の請求を受けた。



一般家庭において、保安業務の不手際（コックの開け忘れ）によってガスが止まってしまい、クレームが発生した。



ランサムウェアによって顧客リストが漏えいしてしまい、顧客から賠償請求を受けた。また、情報漏えいの通知や見舞金の支払いをするために、多額の費用負担が発生した。



サイバー攻撃によってLPガスの配送管理システムが停止。顧客への配送が出来ずに供給先のレストランが1日休業となり賠償請求を受けた。

拡充する補償の詳細

新補償①

第三者の身体または財物には損傷が無く、休業損害等のみが発生することによって生じた賠償責任

【補償対象】

L Pガスの配送遅延によるガス切れ、点検作業の際の誤閉栓による使用不能、L Pガス供給機器の故障による使用不能について、以下の補償を拡充します。

- ・他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害に対して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害、ならびに被保険者が慣習上のお詫びまたは見舞に要した、見舞品の購入費用を補償します。
- ・他人の財物の物理的損傷や紛失を伴わないで発生した使用不能損害事故の対応に際して、その原因となった仕事の目的物それ自体の損害（作業を再度行う費用）を補償します。

【補償限度額・免責金額】

- ・損害賠償責任に関する限度額（1事故）：1,000万円
※上記の限度額に作業を再度行うために要した費用を含みます。
- ・見舞品の購入費用に関する限度額（1事故）：1万円

【保険金をお支払いできない主な場合】

- ① 被保険者の直接の供給先・業務提供先以外に対して発生した損害
- ② 臭気のみ起因して発生した損害
- ③ 地震、噴火、洪水、高潮または津波 など

新補償②

個人情報情報の漏えい、サイバー攻撃等を原因として発生したその他の賠償責任

【補償対象】

1. 個人情報情報の漏えい事故に関する補償

- ・情報の漏えいまたはそのおそれについて被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害。日本国外で発生した情報の漏えいまたはそのおそれについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償対象となります。
- ・被保険者が事故対応期間内に各種費用（その額および使途が社会通念上、妥当と認められるものに限り。）を支出することにより被る損害。

2. サイバー攻撃等を原因として発生した賠償事故に関する補償

サイバーインシデントに起因して発生したお客様・第三者など他人に与えた損害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。

【補償限度額・免責金額】

1. 個人情報情報の漏えい事故に関する補償

損害賠償責任に関する補償の限度額：500万円
（1請求・保険期間中）
費用損害に関する補償の限度額：50万円
（1事故・保険期間中）
免責金額：なし

2. サイバー攻撃等を原因として発生した賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の補償限度額・免責金額に準じます。

【保険金をお支払いできない主な場合】

1. 個人情報情報の漏えい事故に関する補償

個人情報漏えい賠償特約における「保険金をお支払い出来ない主な場合」に準じます。

2. サイバー攻撃等を原因として発生した賠償事故に関する補償

ご加入のLP事業者賠償責任保険の補償限度額・免責金額に準じます。

※上記の補償の説明は、補償条件の概要をご説明したものととなります。

詳細な補償条件については同封の「LPガス事業者賠償責任保険制度 加入のご案内」をご参照ください。

料率の改定について

本制度改定に伴い、以下のとおり保険料率の改定を行います。

- ・LP賠各制度の基本料率の見直し（平均10%程度の保険料の引き上げ）を行います。
- ・個人情報漏えい賠償特約、サイバーオプションの保険料テーブルの見直し（ご契約タイプごとの保険料の引き下げ）を行います。

<お問い合わせ先>

- ・（東日本地区 幹事保険会社）
損害保険ジャパン株式会社 担当:営業開発部第三課 (TEL:03-3349-3820)
- ・（西日本地区 幹事保険会社）
東京海上日動火災保険株式会社 担当:本店営業第二部営業第三チーム (TEL:03-5233-3178)
- ・（取扱代理店） 一般財団法人全国LPガス保安共済事業団 (TEL:03-6435-9931)